

平成28年(ヨ)第25号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

平成28年(ヨ)第26号 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件

決 定 要 旨

第1 事案の概要と結論

1 事案の概要

本件は、債権者らが、発電用原子炉施設である伊方発電所3号機(本件原発)を設置、運転している債務者に対し、人格権に基づく妨害予防請求として、本件原発の原子炉の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分を申し立てる事案である。

本件においては、審理・判断方法が問題となっているほか、①新規制基準の策定上の手続等及び規定内容等の合理性、②地震に対する安全性確保対策の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性、④使用済燃料ピット等の安全性、⑤地すべりと液化化現象に対する安全性、⑥火山事象に対する安全性確保対策の合理性、⑦シビアアクシデント対策の合理性、⑧住民避難計画の合理性が主たる争点となっている。なお、債権者らは、基準津波策定の合理性、制御棒挿入に係る危険性及びミサイル攻撃の危険性に係る主張もしていたが、基準津波策定の合理性及び制御棒挿入に係る危険性に係る主張については判断を求めない旨主張を変更し、ミサイル攻撃の危険性に係る主張は撤回した。

2 結論

本件申立ては、被保全権利である人格権に基づく妨害予防請求権についての疎明を欠き、理由がないから、これをいずれも却下する。

第2 本件における審理・判断方法及び主たる争点についての当裁判所の判断

1 本件における審理・判断方法

債務者は、新規制基準の内容に不合理な点がないこと及び本件原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないしその調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないこと(専門的な知識を必要とする事柄について、その分野の知見に照らし、無理のない思考に基づいて適合性

判断がされていること)を、債権者らによる指摘を踏まえ、相当の根拠、資料に基づき、主張疎明する必要があるというべきであり、裁判所はこのような観点から審理・判断すべきであると解される。なお、これは、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険についての主張疎明責任を債務者に転換するものではない。

他方、本件原発の有する危険性のうち、債務者が専門技術的知見及び資料を十分に保持しているとはいえず、債務者のみでその安全対策を講じることが困難な事項等に関して、その危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されておらず、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在することについては、原則どおり債権者らが主張疎明を行うべきものと解される。

2 新規制基準の策定上の手続等及び規定内容等の合理性

新規制基準は、福島第一原子力発電所事故の直後からされた事故の原因究明及び安全対策等の検討結果を踏まえ、原子炉施設等基準検討チーム及び地震等基準検討チームの下で詳細な検討がされ、また、専門性、透明性及び中立性が確保された上で策定されたものであり、債権者らの指摘を踏まえても、その策定上の手続等及び規定内容等には合理性が認められる。

3 地震に対する安全性確保対策の合理性

(1) 基準地震動についての新規制基準の内容の合理性

基準地震動策定に係る新規制基準の内容は、最新の科学的、技術的知見を踏まえた厳しい評価結果を基準地震動として採用することを想定するものといえるから、それ自体合理性に欠けるところはない。また、債権者らの指摘を踏まえても、基準地震動についての新規制基準の内容が不合理であるとはいえない。

したがって、基準地震動についての新規制基準の内容に不合理な点のないことの疎明がある。

(2) 基準地震動についての原子力規制委員会の適合性判断の合理性

ア 原子力規制委員会の委員の中に強震動を専門分野とする者がいないからとい

って、審査の専門性が欠如し、その判断内容が不合理ということにはならない。

イ 債務者の設定する地下構造モデルが不合理であるということとはできない。

ウ 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動（内陸地殻内地震、海洋プレート内地震及びプレート間地震）に関し、債務者による基本震源モデルにおける地震規模等の想定及び地震動評価について不合理な点はない。なお、中央構造線断層帯の長期評価の改訂（2017）によっても、結論に変わりはない。

また、震源を特定せず策定する地震動に関し、債務者による収集対象となる観測記録の選定及び地震動評価について不合理な点はない。

エ 債務者が用いた年超過確率の算定手法及び算定過程が不合理であるということとはできない。

オ したがって、本件原発の基準地震動についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

4 耐震設計における重要度分類の合理性

新規制基準における耐震重要度分類の内容に不合理な点はないこと、本件原発の耐震設計方針についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

5 使用済燃料ピット等の安全性

使用済燃料ピット等の安全性に関する新規制基準の内容に不合理な点はないこと、本件原発のその安全性についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

6 地すべりと液状化現象に対する安全性

設計基準対象施設等の地盤及び周辺斜面の安定性に関する新規制基準の内容に不合理な点はないこと、本件原発のその安定性についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はな

いことの疎明がある。

7 火山事象に対する安全性確保対策の合理性

(1) 立地評価及び影響評価の適否についての新規制基準の内容の合理性

設置許可基準規則は、火山の影響を含む自然現象について、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想すべきことを求めており、上記設置許可基準規則及び同規則解釈を具体化した内規として策定されている火山ガイドも、完新世に活動した火山を将来の活動可能性を否定できない火山とすること、立地評価及び影響評価を行うという判断枠組み、設計対応不可能な火山事象の選定等の各点において、IAEAの安全基準No. SSG-21とも合致するものといえ、その内容は基本的に合理性を有する。

したがって、立地評価及び影響評価の適否についての新規制基準の内容に不合理な点はないことの疎明がある。

(2) 立地評価の適否についての原子力規制委員会の適合性判断の合理性

本件原発に影響を及ぼし得る火山の抽出方法は、火山ガイドの内容に沿ったものと評価することができ、不合理であるとはいえない。

VEI6以上の巨大噴火については、原子力発電所の運用期間中にそれが生じることが差し迫ったものとはいえないということが、債務者によって相当の根拠、資料をもって示されれば、立地不適とせずとも原子力発電所の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理され、客観的に見て安全性に欠けるところがないと評価することができる。他方において、それ以外の火山事象（VEI5以下の噴火）については、噴火の時期及び規模は的確に予測することは困難であるという前提に立ち、検討対象火山の活動の可能性は十分に小さいものと判断せず、また、その噴火の規模についても推定できないものとして、VEI5以下のうちの過去最大の噴火規模を想定して、立地評価をすべきである。

現在の阿蘇は、マグマ溜まりの状況、活動性、カルデラ噴火の前兆現象の不存在、地殻変動の観点から見たマグマの蓄積状況といった諸点からすると、本件原発の運

用期間中に、VEI 6以上の巨大噴火が生じることが差し迫ったものとはいえないということが裏付けられているといえるのであり、他方、これらが、その評価手法として合理性に欠けるということを示すような疎明資料は見当たらない。そうすると、本件原発の運用期間中において、VEI 6以上に相当するような巨大噴火が生じることが差し迫ったものでないことが、相当の根拠、資料に基づいて主張疎明されたものといえることができる。

そして、債務者は、阿蘇について、阿蘇4噴火以降における阿蘇山の過去最大規模である阿蘇草千里ヶ浜噴火を考慮し、これによる火砕流堆積物は阿蘇カルデラ内に限られていることから設計対応不可能な火山事象が本件原発に影響を及ぼす可能性はないとしているところ、本件原発と阿蘇草千里ヶ浜との間の距離及び当該噴火規模に照らせば、その評価に特段不合理な点は見当たらない。

したがって、本件原発の立地評価についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

(3) 影響評価の適否についての原子力規制委員会の適合性判断の合理性

債務者が、本件原発敷地において考慮すべき降下火砕物の厚さを算出するに当たり、地理的領域内の火山で本件原発敷地に最も影響を与えるものとして九重山における九重第一軽石(VEI 5)を選定したこと及びこれを基に風向き、噴煙柱高さ、噴出量等様々な観点から不確かさを考慮した結果想定した15cmという降下火砕物の厚さの設定が過小であるということとはできない。

本件原発においては、非常用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失はない設計がされている。また、債務者が全交流電源喪失等に適切に対応できないということとはできない。

したがって、本件原発の影響評価についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

8 シビアアクシデント対策の合理性

新規制基準におけるシビアアクシデント対策の内容に不合理な点はないこと、本件原発のその対策についての原子力規制委員会の適合性判断に不合理な点や、その調査、審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないことの疎明がある。

9 住民避難計画の合理性

新規制基準において避難計画についての定めを置いていないこと(原子力防災体制の整備に関する事項が規定されていないこと)は不合理ではない。

また、本件原発の有する危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理され客観的に見て安全性に欠けるところがないといえ、その運転等によって放射性物質が債権者らの居住地域を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することの疎明はないから、この具体的危険が存在することを前提とする債権者らの主張を認めることはできない。

したがって、大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない(なお、大分県及び同県内の自治体における避難計画については、債務者がそれを独自に策定することはできないから、避難計画が存在しないこと等を理由とする債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険については、債権者らがそれを疎明する必要があるものと解される。)

以上